

## 情報セキュリティ要件

### (責任者、作業内容、作業者及び作業場所の特定)

第1 受託者は、この契約による委託業務に係る責任者、作業内容、作業者及び作業場所をあらかじめ特定し、長野市（以下「市」という。）に対して通知しなければならない。この内容を変更する場合についても同様とする。

### (提供されるサービスレベルの保証)

第2 受託者は、通信の速度及び安定性、並びにシステムの信頼性の確保等の品質を維持するため、市が必要とする場合は、サービスレベルを保証する内容を提示しなければならない。

### (アクセスを許可する情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第3 受託者は、この契約に関わる情報資産の種類を定義し、種類ごとのアクセス許可及びアクセス時の情報セキュリティ要求事項、並びにアクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。

### (従業員に対する教育の実施)

第4 受託者は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従業員に対し教育を行わなければならない。なお、市が必要とする場合は、その教育の内容及び実施状況を提示しなければならない。

### (提供された情報資産の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止)

第5 受託者は、この契約による委託業務を行うため市から提供された情報資産について、本契約業務以外に利用し、又は受託者以外の第三者に提供してはならない。

2 前項は、受託者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受託者の従業員でなくなった者についても適用される。

### (情報資産の持出し及び複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、この契約に係る情報資産の持出し及び用紙、記録媒体等への複写又は複製をしてはならない。

2 前項において、受託者は、この契約に係る情報資産の持出し及び用紙、記録媒体等への複写又は複製をする場合は、その目的、情報資産の内容及び情報セキュリティ対策が十分に取られていることを市に示し、その承認を得なければならない。

### (情報資産の持込み)

第7 受託者は、情報資産を持ち込む場合は、情報セキュリティ対策が十分に取られていることを市に示し、その承認を得なければならない。

(安全管理義務)

第8 受託者は、この契約に係る情報資産を自ら管理する場合は、紛失、損傷及び焼失等の事故が生じないよう安全かつ適切な管理体制を整備し、管理しなければならない。

2 受託者は、市から情報資産の提供を受けた場合は、受領証を作成し、提出しなければならない。

(委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄又は消去等)

第9 受託者は、この契約による委託業務を行うため、取り扱う情報資産が必要でなくなった場合には、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。なお、市は必要に応じて情報資産の返還、廃棄又は消去を指示するものとする。

2 前項において、受託者は、情報資産を廃棄又は消去したことを証明する書類を市に対し提出しなければならない。

3 前2項は、受託者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受託者の従業員でなくなった者についても適用される。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

第10 受託者は、この契約による委託業務に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 前項は、受託者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受託者の従業員でなくなった者についても適用される。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第11 受託者は、市が承諾した場合を除き、情報の取扱いを伴う委託業務を自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 市は、例外的に再委託を承諾する場合には、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、受託者と同等の水準であることを確認しなければならない。

3 受託者は、前項の承諾を受けて再委託（再委託事業者が更に再委託を行う場合を含む）を行う場合には、この情報セキュリティ要件第3、同第4、同第5、同第6、同第7、同第8、同第9、同第10の規定が再委託事業者等にも適用されることを当該再委託事業者等へ説明し、遵守させなければならない。

(委託業務の定期報告及び緊急時報告義務)

第12 市及び受託者は、定期報告及び緊急時報告の手順を定め、委託業務の状況を適切か

つ速やかに確認できるよう体制を整備しなければならない。緊急時の職員への連絡先は、あらかじめ相互に通知しなければならない。

(市による監査、検査)

第 13 受託者が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、市による監査、検査を行うことができるものとする。

(市による情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 14 市は、委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、当該情報セキュリティインシデントの公表を必要に応じて行うものとする。公表にあたり、受託者は市に対する協力に努めなければならない。

(損害賠償)

第 15 市は、情報セキュリティインシデントが発生し、それによる損害の賠償を第三者から請求されたときには、当該情報セキュリティインシデントが受託者（第 11 の規定による再委託事業者を含む）によりこの情報セキュリティ要件が遵守されなかったことによるものである場合には、受託者（第 11 の規定による再委託事業者を含む）に対して、市が負う損害賠償の額と同等の額を請求することができる。

2 前項において、受託者が損害賠償の責任を負う場合とは、受託者の従業員（転勤等により委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受託者の従業員でなくなった者を含む）であって委託業務に従事した者の行為に基づく場合を含むものとする。